

「一般貸切旅客自動車運送事業」法令等試験問題

申請者名 _____

記入者名 _____

席 番 号	
-------------	--

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

I. 次の1から15までの文章で、正しいものには○印を、そうでないものには×印を（ ）内に記入しなさい。

1. 一般旅客自動車運送事業者は、運送の申し込みを受けた順序により、旅客の運送をしなければならない。ただし、急病人を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではない。
(道路運送法第14条) (○)
2. 事業者は、地方運輸局長から法令の規定により選任した整備管理者について研修を行う旨の通知を受けたときは、整備管理者に当該研修を受けさせなければならない。(運輸規則第46条)
(○)
3. 事業者は、五十五才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。(運輸規則第38条)
(×)
4. 地方公共団体の長は、一般旅客自動車運送事業者の事業について旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認めるときは、一般旅客自動車運送事業者に対し、事業計画を変更することを命ずることができる。(道路運送法第31条)
(×)
5. 自動車(国土交通省令で定める軽自動車及び小型特殊自動車を除く。)は、道路運送車両法に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。(道路運送車両法第58条)
(○)

6. 一般旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
(道路運送法第22条の2) (○)
7. 旅客自動車運送事業者は、二月以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。(運輸規則第36条)
(○)
8. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款を適用する場合において、旅客は、原則として乗車券を所持せずに乗車できない。(標準運送約款第8条第1項)
(○)
9. 新規登録を受けた自動車について所有者の変更があったときは、新所有者は、その事由があつた日から三十日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。
(道路運送車両法第13条) (×)
10. 旅客自動車運送事業者は、主たる事務所ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。(運輸規則第47条)
(×)
11. 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をした場合は、その旨をすみやかに国土交通大臣に報告しなければならない。
(道路運送法第30条) (×)
12. 整備管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。(車両法施行規則第32条)
(○)
13. 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届出しなければその効力を生じない。(道路運送法第36条)
(×)
14. 運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。また、運行指示書は運行の終了の日から二年間保存しなければならない。(運輸規則第28条の2)
(×)
15. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置であつて、国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものを講じておかなければならない。(運輸規則第19条の2)
(○)

Ⅱ. 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)

- ①拘束時間は、4週間を平均し1週間当たり(ア)を超えないものとする。
- ②ただし、貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者等については、労使協定があるときは、52週間のうち16週間までは、4週間を平均し1週間あたり(ク)まで延長することができる。
- ③一日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、(セ)とすること。
- ④勤務終了後、継続(シ)以上の休息期間を与えること。
- ⑤連続運転時間は、(エ)を超えないものとする。

ア. 65時間	イ. 20時間	ウ. 17時間	エ. 4時間	オ. 40時間
カ. 15時間	キ. 24時間	ク. 71.5時間	ケ. 12時間	コ. 10時間
サ. 2時間	シ. 8時間	ス. 60時間	セ. 16時間	ソ. 12時間

Ⅲ. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(道路運送法第9条)

国土交通大臣は、事業者の運賃及び料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、(コ)を定めてその運賃及び料金を変更すべきことを命ずることができる。

- ① (イ) 事情に照らして著しく不適切であり、旅客の(エ)するおそれがあるものであるとき。
- ② 特定の旅客に対し不当な(キ)取扱いをするものであるとき。
- ③ 他の一般旅客自動車運送事業者との間に不当な(ソ)を引き起こすおそれがあるものであるとき。

ア. 条件	イ. 社会的経済的	ウ. 公共の福祉	エ. 利益を阻害	オ. 需要
カ. 違反	キ. 差別的	ク. 変更	ケ. 協議会	コ. 期限
サ. 適合	シ. 利便を向上	ス. 優先的	セ. 連携	ソ. 競争

- IV. 旅客自動車運送事業の運行に関する状況の把握のための体制の整備に関する次の文中、
() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入し
なさい。(運輸規則第21条の2、解釈・運用通達)

旅客自動車運送事業者は、法令その他の輸送の安全に関する規定に基づく措置を適切に講ずることができるよう、事業用自動車の運行に関する状況を適切に把握するための体制を整備しなければならないが、この趣旨は、旅客自動車運送事業者が、異常気象、乗務員の体調変化等の発生時に、乗務員に対して必要な措置を適切に講じるよう、事業用自動車の運行中は、乗務員に対する指示等を適正かつ確実にできる体制を整備しなければならないことを義務付けたものである。体制整備の具体的な取扱いについては、以下のとおりとする。

- ① 事業用自動車の運行中は、電話その他の方法を用いて、乗務員に対し必要な指示等を行える
(カ) を整備しなければならない。
- ② 一般乗合及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の形態上、長距離又は(イ)
輸送が想定され、異常気象、乗務員の体調変化等の発生時に運行の中止等の判断、指示等に伴
う調整が必要となることから、①の規定に加えて、事業用自動車の運行中少なくとも一人の
(ク) は、一般乗合旅客自動車運送事業又は(シ) 旅客自動車運送事業の事
業用自動車の(エ) に従事せずに、異常気象、乗務員の体調変化等の発生時速やかに
運行の中止等の判断、指示等を行える体制を整備しなければならない。

ア. 電話	イ. 大量旅客	ウ. 点検の実施	エ. 運転業務	オ. 酒気帯び
カ. 連絡体制	キ. 電子メール	ク. 運行管理者	ケ. 乗務員	コ. 整備管理者
サ. 夜間	シ. 一般貸切	ス. 点呼点検	セ. 特定	ソ. 一定期間ごと

- V. 事業者が、その事業計画を変更しようとするときに、認可を受けなければならない場合があります。では、下記の中で認可を必要とする事項を選び、該当する事項には○印を、そうでない事項には×印を() 内に記入しなさい。(道路運送法第15条)

- | | |
|----------------|---------------|
| ① 休憩仮眠施設の位置の変更 | (×) |
| ② 自動車庫の収容能力の変更 | (○) |
| ③ 営業所の位置の変更 | (○) |
| ④ 運行管理者の変更 | (×) |
| ⑤ 営業区域の縮小 | (○) |

VI. 次の文中の（ ）の部分にあてはまる語句を答. _____の欄に記入しなさい。

1. 一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その（ ）前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。（道路運送法第38条）

答. 30日

2. 事業者等は、その使用する自動車（自家用自動車（自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。）にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）について、2人（旅客自動車運送事業者等が使用する自動車が引き起こした事故にあつては、1人）以上の死者を生じた事故があつたときは、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、（ ）以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。（自動車事故報告規則第4条）

答. 24時間

3. 事業者は、旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の輸送の安全に関する業務として、事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務に（ ）以上従事した者を安全統括管理者に選任できる。（運輸規則第47条の5）

答. 3年

4. 事業者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を（ ）に適合するように維持しなければならない。（道路運送車両法第47条）

答. 保安基準

5. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、五年ごとにその（ ）を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。（道路運送法第8条）

答. 更新